

# 介護保険申請のご案内

要介護認定を受けた人は、介護保険で定められたサービスや福祉用具を**本人負担原則1割**で利用できます。

●2015年8月と2018年8月の制度改定により、  
一定所得のある方は**本人負担が2割～3割**となりました。

所得区分		自己負担割合
右の①②の両方を満たす方	①65歳以上で本人の合計所得金額※1が220万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入※2+「その他の合計所得金額」※3が ◆1人の場合340万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて463万円以上	3割
右の①②の両方を満たす方で3割負担とならない方	①65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+「その他の合計所得金額」が ◆1人の場合280万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて346万円以上	2割
2割負担、3割負担の対象とならない方 (64歳以下の方、本人の合計所得金額が160万円未満の方等)		1割

## サービスを受けられる被保険者

- 第1号被保険者・・・65歳以上の方
- 第2号被保険者・・・40歳以上64歳までの方  
※第2号被保険者は老化に起因する疾病(指定の16疾病)により介護認定を受けた場合に限りサービスの対象となります。

## 介護保険申請時の持ち物

〔申請に必要な物〕

- ①要介護・要支援認定申請書**  
役所・役場の窓口においてある。インターネットでダウンロードし、あらかじめ記入していくことも可能。  
主治医の氏名や医療機関の情報を記載する必要あり。
- ②介護保険被保険者証**  
第1号被保険者(65歳以上)は必要。
- ③健康保険**  
被保険者証第2号被保険者(40～64歳)の場合のみ必要。
- ④マイナンバーが確認できるもの**  
写しでも可。
- ⑤申請者の身元が確認できるもの**  
運転免許証、身体障害者手帳、介護支援専門員証など。
- ⑥主治医の情報が確認できるもの**  
診察券など。
- ⑦代理権が確認できるもの**  
委任状など。  
(本人・家族以外の方(ケアマネジャーなど)が申請する場合)
- ⑧印鑑**  
本人・家族以外の方(ケアマネジャーなど)が申請する場合
- ⑨代理人の身元が確認できるもの**  
本人・家族以外の方(ケアマネジャーなど)が申請する場合

申請者は、本人・家族となる。  
難しい場合には、『代行申請』が可能。  
代行申請は、「地域包括支援センター」「居宅介護支援事業者」「介護保険施設」の職員が可能となる。

## 介護保険で対象となる疾病(特定疾病)

- ・末期がん
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・変形性関節症(両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う)

## 「介護保険申請書」と「介護保険被保険者証」の見本

